

会員各位

## バッテリーチャージ料ご請求のご案内

6月1日(土) 開催分より、高年式トラックコーナーにて  
「オークション規約(トラック・バス)」第8章 第3条 2項に基づき  
検査時にバッテリー不良と判断した車両・バッテリーによる始動が  
正常でない車両につきましてバッテリーチャージ料として  
¥1,000(税別)/台を請求させていただく運用といたします。

### 「オークション規約(トラック・バス)」一部抜粋 - 第8章 第3条 2項 -

#### 第3条 (出品車両規定)

- 出品車両は、以下の基準に適合した車両とする。ただし、基準適合の判定は、アライ  
Aの裁定とする(事故現状車両及び現状車両、瑕疵車両等は除く)。
  - 車両に著しい欠陥等がないこと(商品価値、残存価値としてあるもの)
  - バッテリーによる始動が正常なこと

#### 【対象コーナー】

- |                |          |
|----------------|----------|
| ・高年式小型トラックコーナー | 15001号車～ |
| ・高年式中型トラックコーナー | 16001号車～ |
| ・高年式大型トラックコーナー | 17001号車～ |

#### 【請求対象】

検査員報告「BT×」または「BT不良」と判断された車両  
※セリ結果(成約・流れ)に関わらず検査確定時に請求対象となります

#### 【チャージ料】

当週計算書にて ¥1,000(税別) /台 を計上

皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。